

## 仕 様 書

1 業務名 国民健康保険診療報酬明細書資格審査・内容点検業務委託

2 施設名 金沢市市民局保険年金課

3 所在地 金沢市広坂1丁目1番1号

4 委託期間 令和8年7月1日～令和9年3月31日

5 業務日

原則、月曜日から金曜日までの毎日とするが、業務責任者と常に連絡が取れ、かつ必要に応じてレセプト点検員を招集できる体制を整えられている場合においては、発注者と受注者の協議のうえ、点検作業従事者を配置しない日を週あたり1日、月あたり3日まで設けることができるものとする。ただし、「金沢市の休日を定める条例」（平成2年条例第1号）に規定する休日を除く。

6 業務内容

業務内容は次のとおりとし、その詳細については別に定める。

- (1) 診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の整理に関すること。
- (2) レセプトの過誤調整に関すること。
- (3) レセプトの所要の抽出に関すること。
- (4) 嘱託医レセプト点検及び石川県レセプト点検指導の準備に関すること。
- (5) 嘱託医レセプト点検及び石川県レセプト点検指導の結果を受けての、石川県国民健康保険団体連合会への再審査依頼に関すること。

7 従事職員

各従事職員については、全員が（一財）日本医療教育財団「医療事務技能審査試験」の合格者、又はこれに類する資格を有する者であることとし、レセプト点検業務については経験がある者とする。

8 その他

- (1) 受注者は、請け負った業務を処理するに当たっては、次に定めるところにより行うものとする。
  - ①業務の遂行に関する指示・研修は受注者が行う。
  - ②労働時間等に関する指示は受注者が行う。
  - ③従事職員の服務上の規律に関する事項については受注者が行う。
  - ④業務の処理に関する資金については、受注者の責任において誠実にこれを遂行

する。

- (2) 業務の処理については、民法、商法、その他の法律に規定された事業主としての責任はすべて受注者が負う。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項で、実施上疑義が生じたときは、その都度発注者と協議するものとする。

(注)「発注者」は金沢市を、「受注者」は をいう。

## 国民健康保険診療報酬明細書資格審査・内容点検業務委託に係る個別業務内容

- 1 レセプトの整理に関すること。
  - ① 石川県国民健康保険団体連合会より、毎月上旬に送付される紙原本レセプト（柔整・訪問看護等）について分類、整理する。

一月当たり処理件数 約 5,000 件
  - ② 月末に紙原本レセプトを保管箱に入れ、課内の所定の書架に収納する。

一月当たり処理件数 約 5,000 件
  - ③ 以上のほか、課内に収納できなくなったレセプト保管箱を市役所地下倉庫へ移動させる。また、年数回、庁外の所定の場所に移動させる。
  
- 2 レセプトの過誤調整に関すること。
  - ① 資格・給付内容の点検  
資格リスト（石川県国民健康保険団体連合会が作成したエラーリスト、及び保険年金課が作成したエラーリスト）とレセプトを照合し、保険資格、一般・退職の区別及び一部負担割合等の適否の確認を行う。

一月当たり処理件数 約 4,000 件
  - ② 限度額適用認定区分の点検  
石川県国民健康保険団体連合会及び保険年金課が作成したエラーリストをもとに、当該レセプトの受診が限度額適用認定期間内の受診か否か、一部負担金額が適正か否か等の確認を行う。

一月当たり処理件数 約 1,000 件
  - ③ レセプト管理システムへの入力
    - ①、②の処理により請求過誤が認められたレセプトについて、レセプト管理システムに過誤入力を行い、石川県国民健康保険団体連合会宛て送信する。

一月当たり返戻件数 約 1,500 件
  
- 3 レセプトの所要の抽出に関すること
  - ① 石川県医療支援課より依頼のあったレセプトを抽出する。

一月当たり抽出件数 約 500 件
  - ② 石川県国民健康保険団体連合会から返戻又は一時借用の依頼があったレセプトを抽出し、レセプト管理システムに入力を行い、送信する。

一月当たり返戻件数 約 50 件  
一月当たり借用件数 約 30 件
  - ③ その他、保険年金課職員の依頼に応じ、所要のレセプト抽出を行う。

4 嘱託医レセプト点検及び石川県レセプト点検指導に関すること。

- ① 石川県レセプト指導・嘱託医レセプト指導等に係るレセプトを抽出する。

一月当たり処理件数 約 5,000 件

- ② 嘱託医レセプト点検及び石川県レセプト点検指導の結果を受けて、レセプト管理システムに再審査依頼入力を行う。

一月当たり処理件数 約 20 件

(注)業務内容の各項目に記載された件数は、あくまで、令和7年度の実績に基づく目安であり増減することがあるが、その場合の委託料の見直しは行わないものとする。